

第6回機能強化検討チーム「私案」をベースとした 国立研究開発機関（仮称）制度のイメージ

- ・国の科学技術戦略に沿った機動的、弾力的かつ着実な業務運営の確保
- ・研究開発を担う法人にふさわしい評価の仕組みの導入 等



研究開発能力を
最大限に発揮

I. 国の科学技術戦略に沿った業務運営の確保

- ① 国立研究開発機関（機関）の研究開発等の重要事項に対する総合科学技術会議の意見具申
- ② 国家的に重要な研究開発等の実施の確保のための主務大臣の要求



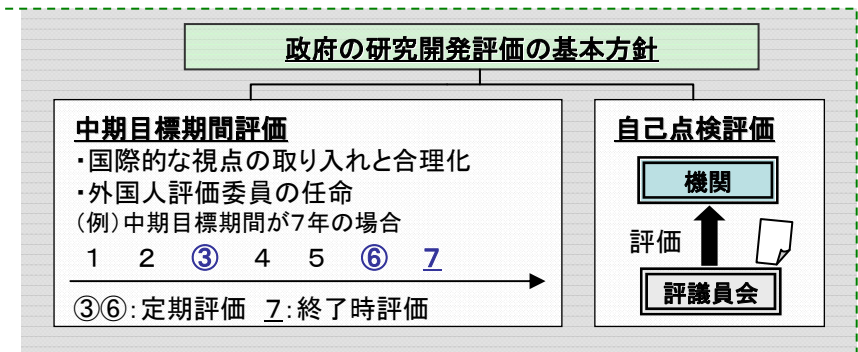
II. 機動的、弾力的かつ着実な業務運営の確保

- ① 機関が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の期間の弾力化（十年を超えない期間において主務大臣が定める）
- ② 中期目標に対する機関の意見具申
- ③ 資金の利用条件の緩和（大臣承認を廃止し、政令で基準を策定）
 - 1) 原則として、一定額等を超える自己収入は目的積立金化し、年度に拘らず利用可能に
 - 2) 契約済未執行・目的積立金等は中期目標期間を跨ぐ繰越を可能に



III. 研究開発を担うにふさわしい評価の仕組みの導入

- ① 総合科学技術会議の意見を踏まえた研究開発評価の基本方針に基づく機関及び国立研究開発機関評価委員会（評価委員会）の評価の実施
- ② 機関における自己点検評価（研究開発等の水準に係る国際比較を含む）の実施（毎年度）
- ③ 評価委員会における三年ごと（定期）及び中期目標期間終了時の評価の実施
- ④ 国際的視点を取り入れた評価委員会の評価の実施（外国人評価委員の任命）
- ⑤ 機関に置く国立研究開発等評議員会における自己点検評価等の審議（P）



IV. 監事機能等の強化による業務運営の透明性の向上

- ① 報告徴収権限の付与等による監事機能の強化
- ② 報告徴収権限の付与等による会計監査人機能の強化



V. 人事交流の促進等による卓越した研究者等の確保

- ① 卓越した研究者等について優遇措置を講じた職員給与及び退職手当の支給基準の策定
- ② 機関間並びに機関及び国立大学法人間で転職をしている場合における退職手当の通算の努力義務



国立研究開発機関（仮称）制度に基づく運用の改善イメージ

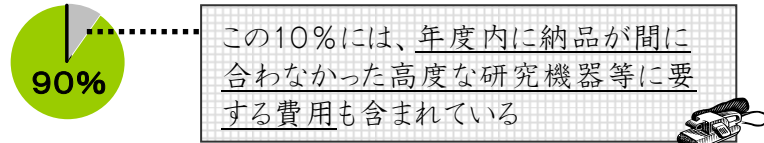
～機動的、弾力的かつ着実な運用の実現～

VI. 自己収入獲得の意欲が湧く仕組みの導入

現状 	○自己収入を獲得すると、翌年度の運営費交付金は同額分減額される
解決策 	○政府に自己収入獲得促進措置を義務づけ 自己収入獲得分の減額については、一定額等を設定し、それを超える部分の減額を行わない



VII. 研究開発の継続性に配慮した仕組みの導入

現状 	○翌年度への繰り越し可能額が限定的
解決策 	○政府に弾力的な業務運営を可能とする措置を義務づけ等 <中期目標期間内における繰越し> 原則として、当該年度運営費交付金は90%以上の執行が求められているが、その条件を緩和





この10%には、年度内に納品が間に合わなかった高度な研究機器等に要する費用も含まれている

VIII. 契約に係る手続の合理化

現状 	○中期目標期間を越えた契約が積極的になされていない ○柔軟性を欠く厳格な調達手続きが求められる
解決策 	○政府に弾力的な業務運営を可能とする措置を義務づけ等 ①合理的な理由がある場合、中期目標期間を越えた契約を促進 ②研究開発の特性に応じた調達を可能とする

IX. 必要な財源の確保

現状 	○中期計画において、運営費交付金(事業費・一般管理費)及び人件費の削減を規定
解決策 	○政府に必要な財源の確保を義務づけ 運営費交付金(人件費含む)について、必要な財源を確保

独法・国立研究開発機関の制度比較(法令上の差異)

	独立行政法人	研究開発機関
国による関与・統制	可能な限り排除	<ul style="list-style-type: none"> ・総合科学技術会議による随時の意見具申 ・主務大臣による研究開発等の確実な実施の確保等のための要求
組織統治・ガバナンス	法人の長によるトップダウン経営(ただし、一部の個別法で合議制の経営を規定)	法人の長によるトップダウン経営(ただし、個別法で合議制の経営が可能)
主務大臣の権限に対する干渉	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標に対する国立研究開発機関の意見具申 ・総合科学技術会議による随時の意見具申(再掲)
中期目標期間	3年以上5年以下	10年以下
剰余金の利用規制		
中期目標期間内	主務大臣による承認	政令で定める基準に基づき繰越が可能
中期目標期間を跨ぐ場合	主務大臣による承認	政令で定める基準に基づき繰越が可能
評価の方針	なし	総合科学技術会議の意見を踏まえた研究開発評価の基本方針(内閣総理大臣策定)に基づく評価

業務の実績に係る評価	毎年度及び中期目標期間終了時に評価委員会による評価	<ul style="list-style-type: none"> ・3年毎及び中期目標期間終了時に評価委員会による評価 ・毎年度、自己点検評価(個々の研究プロジェクトのサイクルに合わせて簡素化)
評価の方法	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発等評議員会の行う自己評価ピアレビューを考慮 ・外国人評価委員の任用

独法・国立研究開発機関の制度比較(運用上の差異)

	独立行政法人	研究開発機関
自己収入の扱い	自己収入を獲得すると、翌年度の運営費交付金が同額分減額	一定額等を設定し、その額を超える運営費交付金の減額は行わない
繰越の方法	繰越可能額が限定的(運営費交付金は90%以上の執行)	繰越条件の緩和
調達の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間を越えた契約が積極的になされていない ・柔軟性を欠く厳格な調達手続きが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間を越えた契約を促進 ・研究開発の特性に応じた調達を可能